

令和2年度財務情報等開示資料

自 令和2年4月 1日

至 令和3年3月31日

[財務情報等資料]

事業報告書

監査報告書

資金収支計算書

事業活動収支計算書

貸借対照表

財産目録

学校法人名

学校法人 熊本マリスト学園

学校法人所在地

熊本市東区健軍2丁目11番54号

令和2年度 事業報告書

I、教育理念、教育方針

1. 教育理念

熊本マリスト学園は、高遠なるカトリックの精神、およびマリスト教育修道士会の教育理念に基づき、「家族的愛」のもと、いかなる時も理性を持って堅実に思考し、正しく行動する有為な社会人を育成する。

2. 教育方針

校訓「信・望・愛」の精神に則り、あらゆる教育活動をとおして人格の陶冶に努めるとともに、知的、道徳的、宗教的また社会的に調和のとれた全人格的な人間の形成を目指す。

3. 令和2年度 教育事業重点目標

① 学園教育理念の実現

② 知識の習得に止まらず、思考力・判断力・表現力・実践力の向上を目指し、能力や適性に応じた指導を徹底し、個々の生徒の夢の実現や進路目標達成を全面的に支援する。

③ 多様な啓発的体験学習を推進し、変化と多様化の時代の中で主体的に生きる個の確立を促し、未来を切り拓くたくましい想像力と、柔軟な実践力を育む教育の展開を図る。

II、決算・財務概要

令和2年度は、コロナ禍という厳しい環境の中、あんしんメールの導入や休校期間中のリモート授業の実施をはじめとして、システム化、ICT教育環境の充実に注力してきたほか、第二次中計の最終年度として茨木館新館の耐震工事を実施した。また、教育事業については、これまで取り組んできた前進プロジェクトの推進、新学習指導要領・大学入学共通テスト等への対応に強力に取り組んだ結果、以下のとおりとなった。

[生徒数]

令和2年度の新生は、中学校51名、高等学校169名で、生徒数は中学校126名、高等学校530名、計656名であった。

1. 資金収支計算書

[収入の部]

・学生生徒等納付金収入は、生徒数は減少したものの、校納金の一部見直し等により前年度比758万円増加し、4億1,802万円となった。

・補助金収入は、茨木館耐震工事に伴う施設整備費補助金等により前年度比2,299万円増加し、3億275万円となった。

・以上により、収入の部合計は10億3,503万円となった。

[支出の部]

- ・人件費支出は、退職金支出増等の要因により前年度比660万円増加し、5億848万円となった。
- ・経費支出は、休校に伴う寮費の一部返還等で補助活動事業支出が463万円増加したものの、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休校、学校行事の一部自粛等に加え、出張等の中止により、前年度比2,234万円減少し、1億3,445万円となった。
- ・この他、借入金等返済支出は、前年度比2,710万円増加し、9,749万円、施設関係支出は茨木館新館耐震改修工事の実施により3,993万円となった。
- ・以上の結果、支出の部合計は10億3,503万円となり、2億2,420万円を翌年度支払資金として繰越した。

2. 事業活動収支計算書

[教育活動収支]

- ・教育活動収入は7億212万円、教育活動支出は7億2,347万円となり、教育活動収支差額は△2,135万円となった。

[教育活動外収支]

- ・教育活動外収入は622万円、教育活動外支出は50万円となり、経常収支差額は△1,563万円となった。

[特別収支、基本金組入額等]

- ・特別収入は3,004万円、特別支出は306万円となり、基本金組入前当年度収支差額は1,134万円となった。
- ・基本金組入額は1億83万円となり、当年度収支差額は△8,949万円となった。
- ・第4号基本金について見直しの結果、1,500万円を取崩し5,300万円となったことから、翌年度繰越収支差額は△14億9,803万円となった。

3. 貸借対照表

[資産の部]

- ・固定資産は建物の減価償却等により前年度比8,333万円減少し、18億8,863万円、流動資産は未収入金増等の要因で前年度比1,761万円増加し、2億8,978万円となり、資産の部合計は21億7,841万円となった。

[負債・純資産の部]

- ・固定負債は長期借入金減少等の要因により前年度比4,080万円減少し、1億6,245万円、流動負債は短期借入金減少等の要因で前年度比3,625万円減少し、1億6,496万円となり、負債の部合計は3億2,742万円となった。
- ・基本金は前年度比8,583万円増加し、33億4,903万円、繰越収支差額は△14億9,803万円となり、純資産の部合計は前年度比1,134万円増加して、18億5,099万円となった。
- ・負債及び純資産の部合計は、21億7,841万円となった。

独立監査人の監査報告書

令和3年6月10日

学校法人 熊本マリスト学園
理事会 御中

あゆみ監査法人
福岡県福岡市

代表社員 公認会計士
業務執行社員

若子知香子



監査意見

当監査法人は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、平成28年2月26日付け熊本県告示第196号に基づき、学校法人熊本マリスト学園の令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人熊本マリスト学園の令和3年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、学校法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続法人の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続法人に関する事項を記載する必要があると判断した場合には、当該事項を記載する。

監事の責任は、学校法人の財務報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続法人を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する注記がなされている場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、学校法人は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

学校法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

資金収支計算書

令和2年4月 1日 から
令和3年3月31日 まで

(単位：千円)

収入の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
学生生徒等納付金収入	425,170	418,029	7,140
手数料収入	7,530	8,341	△811
寄付金収入	100	160	△60
補助金収入	297,615	302,751	△5,136
国庫補助金収入	23,705	23,705	0
熊本県補助金収入	271,010	276,166	△5,156
熊本市補助金収入	2,900	2,880	19
資産売却収入	36,210	36,218	△8
付随事業・収益事業収入	0	0	0
受取利息・配当金収入	7,000	6,227	772
雑収入	28,075	28,042	33
借入金等収入	0	0	0
前受金収入	36,350	38,945	△2,595
その他収入	52,059	67,954	△15,895
資金収入調整勘定	△82,262	△101,727	19,465
前年度繰越支払資金	230,090	230,090	
収入の部合計	1,037,937	1,035,032	2,905

※単位未満切り捨て

(単位：千円)

支出の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
人件費支出	510,425	508,482	1,943
経費支出	157,900	134,452	23,447
借入金等利息支出	509	509	0
借入金等返済支出	97,490	97,490	0
施設関係支出	39,930	39,930	0
設備関係支出	14,450	10,889	3,560
資産運用支出	15,890	15,707	182
その他支出	50,740	50,734	5
資金支出調整勘定	△52,612	△47,370	△5,241
翌年度繰越支払資金	198,214	224,208	△25,993
支出の部合計	1,037,937	1,035,032	2,905

※単位未満切り捨て

事業活動収支計算書

令和2年4月 1日 から
令和3年3月31日 まで

(単位：千円)

		科 目	予 算	決 算	差 異
教育活動収支	事業活動収入の部	学生生徒等納付金	425,170	418,029	7,140
		手数料	7,530	8,341	△811
		寄付金	100	160	△60
		経常費等補助金	269,155	274,289	△5,134
		国庫補助金	4,400	4,400	0
		熊本県補助金	261,855	267,009	△5,154
		熊本市補助金	2,900	2,880	19
		付随事業収入	0	0	0
		雑収入	650	1,302	△652
		教育活動収入計	702,605	702,123	481

※単位未満切り捨て

(単位：千円)

教育活動収支	事業活動支出の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		人件費	488,990	486,866	2,123
		経費	257,900	236,612	21,287
		徴収不能等	0	0	0
		教育活動支出計	746,890	723,479	23,410
	教育活動収支差額	△44,285	△21,356	△22,928	

※単位未満切り捨て

(単位：千円)

教育活動外収支	事業活動収入の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		受取利息・配当金	7,000	6,227	772
		その他の教育活動外収入	0	0	0
		教育活動外収入計	7,000	6,227	772
教育活動外収支	事業活動支出の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		借入金等利息	509	509	0
		その他の教育活動外支出	0	0	0
		教育活動外支出計	509	509	0
教育活動外収支差額		6,490	5,717	772	
経常収支差額		△37,794	△15,638	△22,156	

※単位未満切り捨て

(単位：千円)

特別収支	事業活動収入の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		資産売却差額	924	924	△0
	その他の特別収入	28,460	29,119	△659	
	特別収入計	29,384	30,044	△660	
特別収支	事業活動支出の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		資産処分差額	543	3,062	△2,519
		その他の特別支出	0	0	0
		特別支出計	543	3,062	△2,519
特別収支差額		28,841	26,981	1,859	
基本金組入前当年度収支差額		△8,953	11,343	△20,296	
基本金組入額合計		△100,000	△100,835	835	
当年度収支差額		△108,953	△89,491	△19,461	
前年度繰越収支差額		△1,423,546	△1,423,546	0	
基本金取崩額		0	15,000	△15,000	
翌年度繰越収支差額		△1,532,499	△1,498,037	△34,461	

(参考)

事業活動収入計	738,989	738,394	594
事業活動支出計	747,942	727,050	20,891

※単位未満切り捨て

貸借対照表

令和3年3月31日

(単位：千円)

資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増減
固定資産	1,888,632	1,971,970	△83,337
流動資産	289,785	272,169	17,616
資産の部合計	2,178,418	2,244,139	△65,721

負債の部			
科 目	本年度末	前年度末	増減
固定負債	162,453	203,260	△40,806
流動負債	164,968	201,226	△36,258
負債の部合計	327,421	404,486	△77,064

純資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増減
基本金	3,349,034	3,263,199	85,835
第1号基本金	3,296,034	3,195,199	100,835
第4号基本金	53,000	68,000	△15,000
繰越収支差額	△1,498,037	△1,423,546	△74,491
純資産の部合計	1,850,996	1,839,653	11,343
負債及び純資産の部合計	2,178,418	2,244,139	△65,721

※単位未満切り捨て

財 産 目 録

令和3年3月31日

(単位：千円)

資産の部		
科 目	摘 要	金 額
土地		110,159
建物		1,108,600
構築物		34,056
教育研究用機器備品		25,283
管理用機器備品		22,027
図書		85,371
特定資産		502,884
電話加入権		249
現金預金		224,208
未収入金		65,577
	資 産 合 計	2,178,418
負債の部		
科 目	摘 要	金 額
長期借入金		154,900
退職給与引当金		7,553
長期未払金		0
短期借入金		42,490
未払金		51,482
前受金		38,945
預り金		32,050
	負 債 合 計	327,421
	差 引 正 味 財 産	1,850,996

※単位未満切り捨て